資料２

合理的な費用を考慮した価格形成について
（米WG）

MAFF
Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries
農林水産省

2024年11月５日
新事業・食品産業部

目次

１　食料・農業・農村基本法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２
２　食料システムを通じた食料の持続的な供給・・・・　８
３　賃上げによる購買力の確保等・・・・・・・・・・・・・・・・　20
４　本日御議論いただきたいこと・・・・・・・・・・・・・・・・　25

１　食料・農業・農村基本法

食料・農業・農村基本法の一部を改正する法律（抜粋）①

改正前	改正後
（食料の安定供給の確保） 第二条　食料は、人間の生命の維持に欠くことができないものであり、かつ、健康で充実した生活の基礎として重要なものであることにかんがみ、将来にわたって、良質な食料が合理的な価格で安定的に供給されなければならない。	**（食料安全保障の確保）** 第二条　**食料**については、人間の生命の維持に欠くことができないものであり、かつ、健康で充実した生活の基礎として重要なものであることに鑑み、将来にわたって、**食料安全保障**（良質な食料が合理的な価格で安定的に供給され、かつ、国民一人一人がこれを入手できる状態をいう。以下同じ。）**の確保**が図られなければならない。
2　（略）	2　（略）
3　食料の供給は、農業の生産性の向上を促進しつつ、農業と食品産業の健全な発展を総合的に図ることを通じ、高度化し、かつ、多様化する国民の需要に即して行われなければならない。	3　（略）
（新設）	4　国民に対する**食料の安定的な供給**に当たっては、農業生産の基盤、食品産業の事業基盤等の食料の供給能力が確保されていることが重要であることに鑑み、国内の人口の減少に伴う国内の食料の需要の減少が見込まれる中においては、**国内への食料の供給**に加え、**海外への輸出**を図ることで、**農業**及び**食品産業**の発展を通じた**食料の供給能力の維持**が図られなければならない。
(新設)	5　**食料の合理的な価格の形成**については、**需給事情及び品質評価**が**適切に反映**されつつ、食料の持続的な供給が行われるよう、**農業者、食品産業の事業者、消費者その他の食料システム**（食料の生産から消費に至る各段階の関係者が有機的に連携することにより、全体として機能を発揮する一連の活動の総体をいう。以下同じ。）**の関係者**によりその**持続的な供給に要する合理的な費用**が**考慮**されるようにしなければならない。
4（略）	6　（略）

食料・農業・農村基本法の一部を改正する法律（抜粋）②

改正前	改正後
（新設）	**（食料の円滑な入手の確保）** 第十九条　国は、地方公共団体、食品産業の事業者その他の関係者と連携し、**地理的な制約**、**経済的な状況**その他の要因にかかわらず**食料の円滑な入手**が可能となるよう、食料の**輸送手段の確保**の促進、食料の**寄附が円滑に行われるための環境整備**その他必要な施策を講ずるものとする。
（食品産業の健全な発展） 第十七条 国は、食品産業が食料の供給において果たす役割の重要性にかんがみ、その健全な発展を図るため、事業活動に伴う環境への負荷の低減及び資源の有効利用の確保に配慮しつつ、事業基盤の強化、農業との連携の推進、流通の合理化その他必要な施策を講ずるものとする。	**（食品産業の健全な発展）** 第二十条 国は、**食品産業**が**食料の供給**において果たす**役割の重要性**に鑑み、その健全な発展を図るため、環境への負荷の低減及び資源の有効利用の確保その他の食料の**持続的な供給に資する事業活動**の促進、**事業基盤**の強化、円滑な**事業承継**の促進、**農業との連携**の推進、**流通**の合理化、先端的な技術を活用した食品産業及びその関連産業に関する**新たな事業の創出**の促進、**海外**における**事業の展開**の促進その他必要な施策を講ずるものとする。
(新設)	**（食料の持続的な供給に要する費用の考慮）** 第二十三条　国は、食料の価格の形成に当たり食料システムの関係者により食料の持続的な供給に要する合理的な費用が考慮されるよう、食料システムの関係者による**食料の持続的な供給の必要性に対する理解の増進**及びこれらの**合理的な費用の明確化の促進**その他必要な施策を講ずるものとする。
（農産物の価格の形成と経営の安定） 第三十条　国は、消費者の需要に即した農業生産を推進するため、農産物の価格が需給事情及び品質評価を適切に反映して形成されるよう、必要な施策を講ずるものとする。	**（農産物の価格の形成と経営の安定）** 第三十九条　国は、農産物の価格の形成について、**第二十三条**に規定する施策を講ずるほか、消費者の**需要に即した農業生産**を推進するため、**需給事情及び品質評価**が**適切に反映**されるよう、必要な施策を講ずるものとする。

食料・農業・農村基本法改正を受けた政策の進め方（食料安定供給・農林水産業基盤強化本部　令和６年６月12日）

○ 食料・農業・農村基本法の改正案の国会成立を受けて、**基本計画の改定**を行う。
○ また、**基本計画の改定を待たずに打つべき施策は打つ**など、食料安全保障の強化に向けて**施策を集中実施。**
○ **合理的な価格の形成**、人口減少下における**土地改良の在り方**などの**関連法案については、令和７年中の国会提出を視野に法制化を検討。**

食料システムの持続性の確保に向けた合理的な価格の形成等（法制化）
- 関係者の協議による**コスト指標づくりを推進**しつつ、持続的な食料供給に必要な**合理的なコストを考慮する仕組みを新たに法制化**
- 食料システムの持続性の確保に向けた**食品事業者の取組促進**（**環境・人権、農業者との連携**等）等

→ **令和７年中の法案国会提出**

人口減少下における農業用インフラの保全管理（土地改良法制の見直し）
- 人口減少に対応し、基幹的な用排水施設について、**申請がなくても更新等を行えるよう手続の簡素化**
- 末端インフラの適切な保全のため、**土地改良区と地域の関係者による議論・体制づくりを推進**
- 災害リスクの増大に対応するため、**緊急的な防災事業について、事業目的に地震・豪雨対策に加え老朽化対策を追加**　等

→ **令和７年中の法案国会提出**

環境負荷低減の取組推進
- 農水省関係の補助金受給に際し、適正な化学農薬・肥料の使用など、**環境負荷低減に取り組むこと等を要件とするクロスコンプライアンスの実施**（令和６年度から試行実施中）
- 更に**先進的な環境負荷低減の取組を行う場合に交付金を交付する仕組みの創設**（令和９年度以降を想定）
- 消費者理解醸成に向けた**環境負荷低減の取組の見える化、J-クレジット**による民間資金の活用　等

→ ・令和６年～クロスコンプライアンス実施
・令和９年目途 環境関係の交付金の在り方見直し

令和６年通常国会に法案を提出

食料供給困難事態への対応
- 民間在庫を含めた**国の潜在的な食料供給確保量の把握**
- 上記を踏まえて民間在庫も組み合わせた**総合的な備蓄方針の明確化**
- 具体的な局面を想定した**食料供給困難事態の対処方針の明確化**　等

→ **令和７年中 国の基本方針策定**

人・農地の確保
- 令和７年３月末までの各地における**地域計画の策定**
- 地域計画を踏まえた**担い手の育成・確保と農地の集積・集約化、ほ場整備**
- 令和７年中に、**食料安全保障の強化に必要な農地面積の明確化**　等

→ ・令和７年３月末まで 地域計画の策定
・令和７年中 国の基本指針策定

スマート農業技術の開発促進と生産・流通等の方式の変革
- 令和６年中に、**スマート農業技術の重点開発目標の設定**（基本方針の策定）
- 農研機構の施設供用等を通じた**スタートアップ支援**
- リース方式、サービス事業体等を通じた**スマート農業機械の普及**と、生産現場での**栽培方式等の変革促進**　等

→ **令和６年中 国の基本方針策定**

法案の成立状況を踏まえて対応

食料・農業・農村基本計画の改定

食料安全保障の強化に向けた施策の集中実施

経済財政運営と改革の基本方針2024（骨太方針2024）
新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画　2024年改訂版

令和６年６月21日　閣議決定

経済財政運営と改革の基本方針2024（骨太の方針2024）＜抜粋＞

第２章 社会課題への対応を通じた持続的な経済成長の実現
～賃上げの定着と戦略的な投資による所得と生産性の向上～

１．豊かさを実感できる「所得増加」及び「賃上げ定着」
（１）賃上げの促進
（中略）農林水産業や食品産業における就業者の所得向上に向けた環境整備を進める。**原材料費、労務費等を考慮した合理的な価格形成がなされるよう、官民協議の下、コスト指標を早期に示すほか、新たな法制度について、2025年の通常国会への提出を目指す。**

５．地方創生及び地域における社会課題への対応
（４）農林水産業の持続可能な成長及び食料安全保障
（中略）食料供給困難事態に備えた基本方針策定等のほか、**コスト指標作成等に係る協議を進め、食料の合理的な価格の形成の制度化等食料システムの持続性確保のための法制度について次期通常国会への提出を目指す。**

新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画　2024年改訂版　＜抜粋＞

Ⅵ．ＧＸ・エネルギー・食料安全保障
２．食料安全保障
（１）食料安全保障の強化
③　合理的な価格の形成に向けた持続可能な食料システムの構築

生産から加工・流通・販売・消費までの各段階の関係者からなる協議会におけるコスト指標の作成等の議論も踏まえつつ、食料システムの持続性確保のため、食料の持続的な供給に要する合理的な費用が考慮された価格形成のための法制度の検討を行う。

２　食料システムを通じた食料の持続的な供給

食料システムを通じた食料の持続的な供給①

【直面する課題】

原材料価格の高騰や急速な円安の進行など、農業・食品産業の事業環境が急激に変化。

【考え方】

生産から消費までの各段階の関係者を通じて、持続的に供給できるよう協調。

【目指すべき食料システムの姿】

消費者の理解の下、
食料システムの持続性を確保するために、協調することが必要。

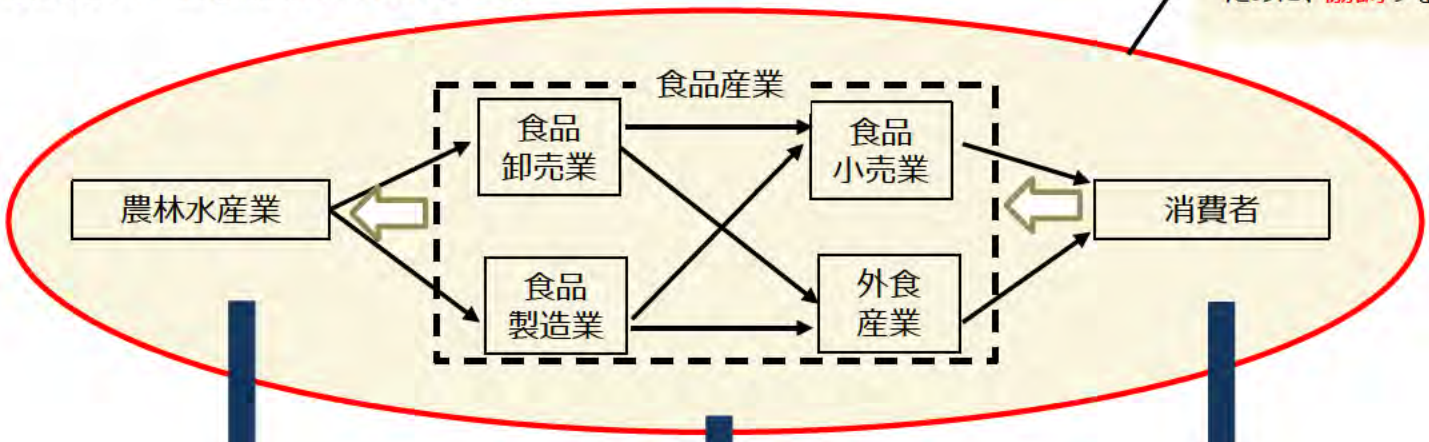

生産性や付加価値の向上

多様な商品・サービスの提供

生産・流通段階への理解

持続可能な食料システムを実現

食料システムを通じた食料の持続的な供給②

○ 合理的な費用を考慮した価格形成のためには、
①コストの把握・見える化、②コストを考慮した取引の実施、③消費者の購買力の確保が必須。

「適正な価格形成に関する協議会」における御意見

○ 生産者・製造業者
- 個社のコストデータは**企業秘密**。収集・提供方法について検討が必要。
- 品目によっては、**売り手側**の取引上の**立場が弱い**

○ 流通・小売・消費者
- 資材費上昇等の事情は理解。**コスト**を**指標化・見える化**することが必要。
- コストの指標化・見える化は、**危機的状況の消費者理解につながる可能性**。
- **所得が増加**しないと、消費行動の変容は困難。

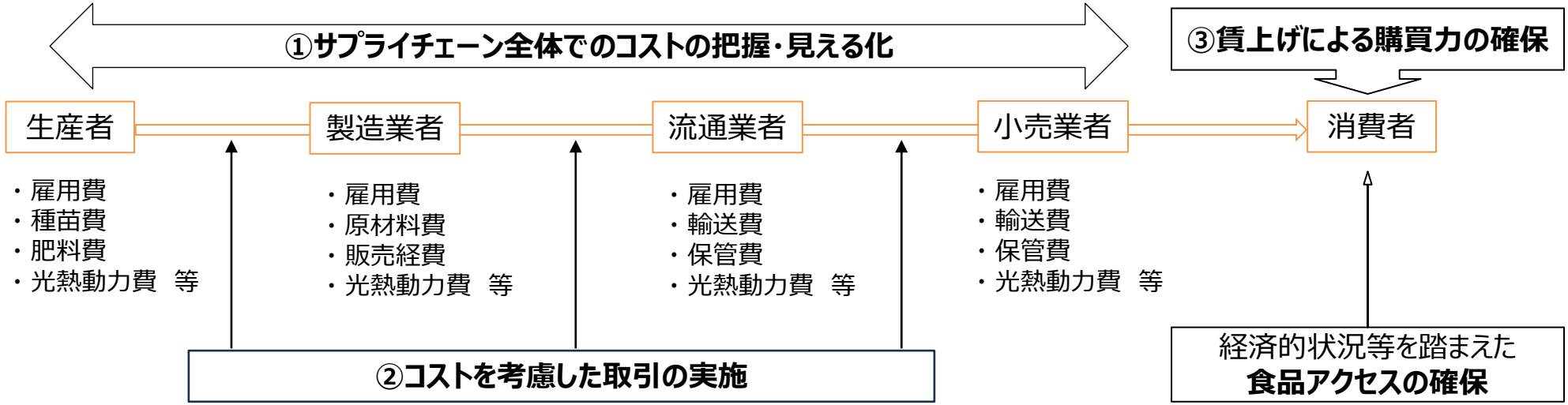

（１）コストの把握･見える化

コストの把握・見える化（考え方）

○ 個人・個者のコストは秘匿性が高いため、同質性のある**産地・品目ごと**にまとめてコストを**把握・見える化**。
○ **第三者の関係団体**によるコストの把握・見える化を促進。

1 「適正な価格形成に関する協議会」における御意見

○ 生産者・製造業者
・個人・個社のコスト内容は**企業秘密**。
・**第三者の関係団体**が取りまとめることが現実的。

○ 流通業者・小売業者
・品目ごとのコスト管理は行っておらず、光熱費、人件費等の**費目ごとの管理**が実情。

2 コストの把握・見える化の考え方

○ 個人・個社のコストは秘匿性が高いため、**同質性のある産地・品目ごと**にまとめて把握・見える化。
○ 生産・製造・流通・小売といった**段階ごとのコストの把握**は、**関係団体**が実施。
・関係団体は、**公的統計**のほか、**民間データ等**を**活用**して調整した上で、コストを見える化。
・関係団体は、**一定のまとまりのある産地**等における**同一品目**のコストについて把握・見える化。
例）全国的に様々な産地がある品目の場合、全国一本で把握するのではなく、**産地単位**で同一品目ごとに見える化。

コスト構造の実態調査①

調査目的	○ 食料システムの**各段階**での**取引価格**、生産・製造・流通等に要する**費用**等を調査。**品目ごとのコスト構造**等の実態を明確化。（令和６年３月から開始） ○ 対象は、生産者、集出荷団体、製造業者、仲卸業者、小売業者等。
対象品目	○ **米**、大豆、小麦 ○ **果実**（みかん、りんご等） ○ **飲用牛乳**、**鶏卵**、食肉（**牛肉**、豚肉、鶏肉） ○**野菜**（ピーマン、大玉トマト、キャベツ、たまねぎ等） ○茶 ○加工食品（**豆腐・納豆**、こんにゃく等）

主な対象品目	生産段階	製造段階	流通段階注	小売段階
米 ・主産地７道県の主要品種	－ 〔 生産費統計を活用 〕	－	**集出荷団体**や**米卸**を主に調査	**首都圏の食品スーパー**を主に調査 （飲用牛乳、豆腐・納豆は**ドラッグストア**も調査） ・対象品目の販売コストを調査
野菜 ・ピーマン、大玉トマト、キャベツ、たまねぎ等	**主産地の農協等**へのヒアリング・アンケートにより調査	**製造業者**へのヒアリング・アンケートにより調査 〔 キャベツ・たまねぎ 〕	**集出荷団体**や**卸売・仲卸業者**を主に調査	
果実 ・みかん、りんご、ぶどう 等	**主産地の農協等**へのヒアリング・アンケートにより調査	**製造業者**へのヒアリング・アンケートにより調査	**集出荷団体**や**卸売・仲卸業者**を主に調査	
飲用牛乳 ・NB/PB、大手/中小に応じて選定	－ 〔 生産費統計を活用 〕	**乳業者**へのヒアリング・アンケートにより調査	**指定生乳生産者団体**や**食品卸**を主に調査	
鶏卵 ・会社規模に応じて選定	**主産地の養鶏農家等**へのヒアリング・アンケートにより調査	－	**荷受業者**を主に調査	
牛肉 ・肉用牛の種類に応じて選定	－ 〔 生産費統計を活用 〕	**食肉センター等**へのヒアリング・アンケートにより調査	**食肉卸**を主に調査	
豆腐・納豆 ・大豆の国産/輸入、価格帯等に応じて選定	－	**製造業者**へのヒアリング・アンケートにより調査	**食品卸**を主に調査	

注）産地等から首都圏へ流通するルートを特定。当該流通に係るコストを調査。

コスト構造の実態調査②

○ 生産から小売の**各段階ごとのコスト**を調査。
○ さらに、**各段階ごとの取引価格**を調査し、最終的な小売価格に占める各段階の比重も把握。

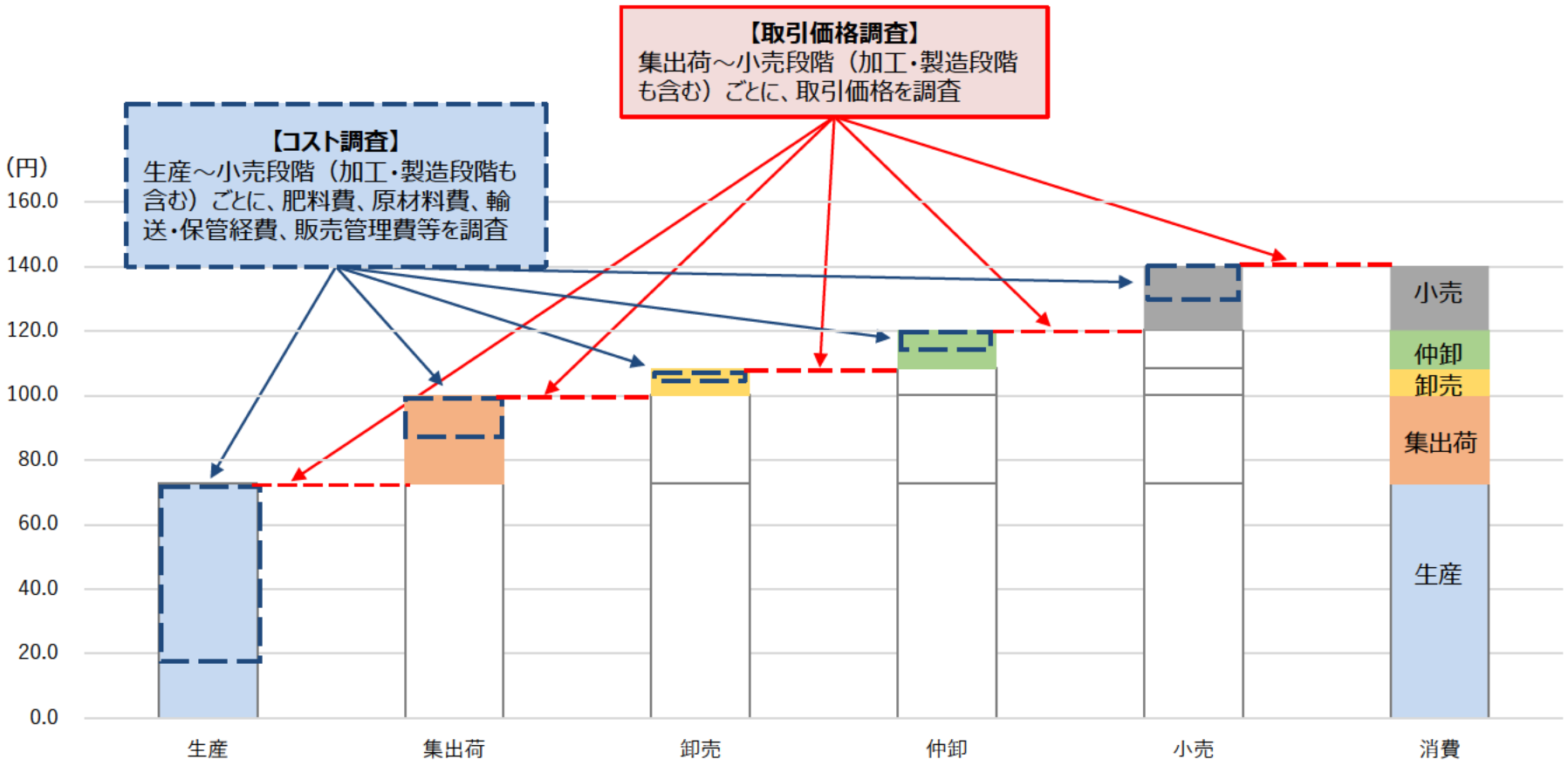

※平成29年度食品流通段階別価格形成調査（青果物調査）を基にキャベツ１玉当たり（１kgと仮定）のコスト構造を事例にグラフを作成